

確 認 書

江戸川区長 殿

(以下の内容を確認し、欄にチェックマークをつけ、1 か所押印してください)

チェック ☑	設計 状況	説 明 内 容	
	診断・設計前	増改築の状況に応じて、助成対象経費が減額される場合があります。	
		助成決定(区から文書で通知します)より前に着手(除却工事への着工または除却工事請負業者との契約)をした場合、ただちに 助成対象外 となります。	
		助成申請後、区の審査において、書類の追加提出・訂正等が必要な場合があります。また、これにより助成決定が遅れる場合があります。	
	診断・設計着手	助成決定後、速やかに診断・改修設計業務の契約及び着手をしてください。また、 最終契約期限は令和9年1月末日 です。	
		助成決定後、申請者の都合により診断・改修設計業務を取りやめた場合、区へご連絡のうえ、「辞退届」を1週間以内に区に提出してください。	
		確認申請が必要となる改修は行わないか確認してください。 (確認申請の取得予定の場合は除きます。)	
		敷地内にある門や塀又は耐震改修を行う建物が後に建築基準法の道路等に指定された線から突出している場合、門や塀は道路等の境界線まで後退するよう努め、建物については、真に耐震改修に必要な工事以外の工事を行わないものとしてください。	
		日本建築防災協会のプログラム評価制度を取得している耐震診断ソフトで精密診断をしてください。(評価対象外となっていないものとなります。)	
	設計完了	診断・改修設計業務完了後、「 実績報告書 」及び添付書類(区公式 WEB サイト参照)を1ヶ月以内に区に提出してください。また 最終提出期限は令和9年2月26日 であり、区において 左記期限までに完了が確認できない場合は、助成を辞退したものとみなされます。	
		補強後の総合評価点は 木造 = 1.0 以上、非木造 = Is 値 0.6 以上です。	
	その他	助成申請書類に押印する 印鑑は同じもの を使用してください。 (助成申請書、変更届/辞退届、実績報告書、助成金請求書) 使用印鑑 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">印</td></tr></table>	印
印			
		助成申請者、契約者及び領収書宛名が 同一人物 でなければなりません。	
		見積書を発行した業者、契約業者及び領収書発行者は 同一 でなければなりません。	
		本制度と補助対象が重複する 他の補助制度との併用をしない でください。	
	実績報告書の提出期限までに必要書類を提出できないことが判明した場合、または区から付された是正条件を遵守する事ができないと判明した場合は「辞退届」を早急に区へ提出してください。		

私は上記の説明内容について確認、理解しました。

令和 年 月 日

申請者 署名